

小平市立小平第二中学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめ問題に対する基本方針

全教職員が、いじめはすべての生徒に関わる問題であり、重大な人権侵害ととらえ、「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子供にも、どの学級、学年でも、どの学校でも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という認識に立つ。そして、学校、家庭、地域、教育委員会を始めとする関係機関と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・重大事態への対応を徹底させ、解決に向けて取り組む。また、いじめ防止の取組の実効性を常に点検し、必要に応じていじめ防止基本方針の見直しを図る。

2 いじめ防止に向けた取組

(1) 未然防止や早期発見のための措置

- ①「いじめ対策委員会」を設置して日常的、定期的に生徒の情報を共有し、組織的に対応する。いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎや情報の提供を行う。また、「いじめ対策委員会」を支援する組織として、学校サポートチームを活用する。
『いじめ対策委員会』構成メンバー
校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ②「ふれあい月間」を通じていじめに関する生徒アンケートを年3回以上実施し、いじめの確実な発見に努める。
- ③教育相談週間を設け、担任と生徒の二者面談を実施する。
- ④スクールカウンセラーによる1年生生徒の全員面接の実施し、相談窓口の周知等相談活動を充実させる。
- ⑤いじめを始めとした様々な課題を把握するため、年2回、生活意識調査を実施する。
- ⑥子供がいじめの相談を行いやすいよう、相談の窓口になる機関の連絡先を知らせる。
- ⑦いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を年3回実施する。

(2) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対策の推進

- ①生徒への情報モラルの指導を徹底するとともに、家庭と連携したルールづくり等、保護者の協力を依頼する。
- ②学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応を図る。ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても生徒、保護者に周知する。
- ③セーフティ教室（情報モラル）として1年生と保護者対象にインターネットや携帯電話の危険性と安全な使い方を学ぶ機会をつくる。

(3) 道徳教育等の充実

- ①道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、自己を他者との関わりの中で捉え、望ましい人間関係を築く力を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。いじめは絶対に許されないことを自覚するようにするために、「いじめに関する授業」を実施する。
- ②朝の読書活動、体験活動などの推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる。豊かな情操を養い、生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③家庭や地域と連携して、思いやりの心や生命尊重の態度など生徒の豊かな心を自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。

(4) 児童・生徒への指導について

- ①児童・生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に係る実践的活動に取り組む。
- ②いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が行うのではなく、「学校いじめ対策委員会」

が児童・生徒の状況等を総合的に検討した上で校長が判断する。

③いじめが解消されたと判断した後も日常的に注意深く観察するなど継続的な指導・支援を行う。

3 いじめが発生した場合の対応

(1) 初期対応

- ・発見したり、認知されたり、通報を受けたりした教職員は直ちに「いじめ対策委員会」に報告し、情報を共有して、事実確認を迅速に行い、適切な初期対応によって、早期解決を図る。事実確認の結果は被害、加害生徒の保護者に連絡するとともに教育委員会に報告する。
- ・被害生徒や、通報した生徒の安全を確保し、落ち着いて教育を受けられる環境をつくる。加害生徒の人権にも十分配慮する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、加害生徒に直ちにいじめをやめさせ、その保護者への助言を行う。
- ・犯罪行為として取り扱う必要があると判断される場合は警察と連携して対応する。

(2) 中・長期的対応

- ・いじめの問題を当該生徒のみの問題にとらえず、学校全体の問題としてとらえ、あらゆる教育活動で人権尊重の精神を基盤とした指導の徹底を図る。
- ・生徒が安心して相談できる環境をつくるために学級担任だけでなく、全教職員が常に相談窓口であることを自覚し、実践していく。
- ・生徒、保護者との信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境をつくる。
- ・三者面談や二者面談、アンケート等を通じて、教育相談の充実を図る。
- ・スクールカウンセラーを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ・生活指導部会を活用し、学年や学級を越えた全校的な協力体制を確立する。
- ・部活動顧問を交えた協力体制を確立する。

4 重大事態への対処

- (1) 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会に報告し、警察や関係諸機関とも連携して解決に向けて徹底した対応を図る。
- (2) いじめ対策委員会を中心とし、直ちに調査を行う。調査結果を教育委員会に報告する。
- (3) 被害生徒及びその保護者に対して調査によって明らかになった事実関係等必要な情報を適宜、適切に報告する。

5 警察との連携について

- (1) 警察と日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。
- (2) 学校の内外で発生した児童・生徒の生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じている、又はその疑いのあるいじめ事案や、被害児童・生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなど、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案等の場合には、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

6 保護者への支援について

- (1) 被害児童・生徒の保護者に対し、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝えとともに、徹底して守り通すことを伝える。また、できる限り被害児童・生徒、保護者の不安を除去し、学校の今後の対応について保護者と合意形成を図る。
- (2) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知する。
- (3) 加害児童・生徒の保護者に対し、迅速に連絡し、いじめの事実を正確に説明する。